**美容電気脱毛を行う３つの必須条件：**

①美容電気脱毛資格の保持　②業界統一のエステティック機器認証規格等に合格した安全な脱毛器の使用　③お客様との契約や皮膚トラブル等無し

**美容電気脱毛の禁忌及び注意事項**

出典：一般社団法人日本美容電気脱毛協会 認定資格規約（一部 JSA 追加）

| | |
|---|---|
| **禁忌** | 心臓病（ペースメーカーの使用）、血友病、血小板減少性紫斑病、ベーチェット病、後天性免疫不全症候群、皮膚がん、悪性黒色腫（メラノーマ）、母斑細胞性母斑（単純黒子、獣皮様母斑）、白斑（尋常性白斑） |
| 治癒または感染性がなくなるまで施術を行わない | 感染性の病気（インフルエンザ、新型コロナウイルス、風疹、はしか（麻疹）等）、風邪症状（発熱、くしゃみ、咳、痰、鼻水、倦怠感、息苦しさ、胸部不快感等）感染性皮膚疾患（疥癬、ヘルペス、とびひ（伝染性膿痂疹）等） |
| 患部・当該部の施術を行わない | やけど、かぶれ、蕁麻疹、皮膚病変のすべて、皮膚のケガ、麻痺がある部分、*刺青（タトゥー）、静脈瘤、濃い色素沈着、シリコン・金属等の異物を注入した真上部分、粘膜部、陰嚢、陰茎 |
| 医師の承諾が必要 | 糖尿病、てんかん、気管支ぜんそく、心臓病（ペースメーカーの使用無し）、ケロイド、ケロイド体質、自己免疫性疾患（膠原病（リウマチ等）、乾癬、扁平苔癬 等の治療中）その他の疾患等（薬の使用、治療中、過去に治療）美容皮膚科等で２週間以内に施術 |
| 感染予防が必要 | Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎、カミソリ負け（尋常性毛瘡）、せつ（おでき）、ひょう疽、いぼ（疣贅）、尋常性疣贅、青年性扁平疣贅、手掌足底疣贅、白癬（体部白癬（ゼニたむし）、頭部白癬（しらくも）、足白癬（みずむし）、爪白癬（爪みずむし）、手白癬（手のみずむし）、股部白癬（いんきんたむし）等） |
| 体質への配慮が必要 | かぶれ・アレルギー体質（アルコール、金属、ゴム（ラテックス）、シリコン、化粧品、食品等） |
| その他 | 予防接種当日の役務提供は避ける。<br>予防接種後は副反応症状が発症していないかを必ず確認し、症状がみられる場合は役務提供を避ける |

***刺青（タトゥー）について：**刺青(タトゥー)部分の美容電気脱毛は、施術中に肌に現れる赤み等の反応がタトゥーの色素により見落とされるリスクと、脱毛によりタトゥー本来の色調やデザインに変化が生じクレームに繋がるリスクを考慮し、当協会では消費者トラブル防止の観点から禁忌事項としています。

**“美容電気脱毛”の広告や説明時の表現の注意点:：**美容電気脱毛は美容の範疇ですので、誤解の無いよう医療との区別を明確にしなければなりません。

※エステティックサロンでは、“医療”という表現はいたしません。景品表示法では、「永久」「完全」は不当な表示になります。

**＜誤った表現（下線部分）＞**

**ニードル、ニードル脱毛、針、針脱毛、医療針脱毛、医療用ニードル、絶縁針**

**＜サロン HP や SNS 等を審査＞**

医師法違反や商標権の侵害、景品表示法等の法令違反の有無、また SNS 等の動画内容（プローブの挿入動画や不適切な説明等）を審査し、

**是正されないときは当協会商品を販売いたしません。**

2026.9.10

一般社団法人日本スキン・エステティック協会（JSA）